

議案第30号

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年5月31日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東郷町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第23号）の施行に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

- (1) 児童福祉法の引用条項を整備すること。（第42条第4項関係）
- (2) その他所要の規定を整備すること。

### 3 施行期日

公布の日から施行すること。